

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、同法施行規則第11条第2項に基づき届出等の要旨をお知らせします。

店 舗 名 称	ミスターマックス八本松店
所 在 地	東広島市八本松町大字飯田字大山2006番地 外
建物設置者	株式会社藤三 代表取締役 藤村重造 広島県呉市広本町三丁目12番26号
変更届出の要旨	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 (変更前) 午後 9時 (変更後) 午後10時 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前7時45分～午後 9時10分 (変更後) 午前7時45分～午後10時30分
変更年月日	令和8年5月1日
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	【縦覧場所】 東広島市産業部産業振興課 【縦覧期間】 令和8年5月1日から令和8年8月31日 【意見書の提出先】 東広島市産業部産業振興課

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画

熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル1F

TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283